

先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール

大和証券株式会社

【口座開設について】

1. 先物・オプション取引サービス口座の開設について

当社において先物・オプション取引サービスをご利用のお客様は、お取引口座とは別に、「先物・オプション取引サービス口座」を開設していただく必要があります。

先物・オプション取引サービスの取引により発生する先物決済損益、オプション受渡代金および取引手数料などの金銭はこの口座にて授受します。

先物・オプション取引サービス口座の開設をお申込みいただくにあたっては、以下の条件を満たす必要があります。なお審査の結果、口座が開設できない場合があります。その場合でも、先物・オプション取引サービス口座の開設をお断りした理由は開示しておりません。

- ① すでに当社の約款・規定に基づくお取引口座を開設しており、かつ、オンライントレードの利用をお申込みいただいていること
- ② 「先物・オプション取引サービスの取引に係るご注意」、「先物・オプション取引サービスの契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール」、「先物・オプション取引サービスに関する確認書兼差換預託に関する同意書」を読み、本取引の特徴、仕組みおよびリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること
- ③ 「先物・オプション取引サービスの取引に係るご注意」、「先物・オプション取引サービスの契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール」、「先物・オプション取引サービスに関する確認書兼差換預託に関する同意書」ならびに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること
- ④ 満20歳以上80歳未満であること
- ⑤ 国内株式または先物・オプション取引の投資経験があること
- ⑥ 当社から電話および電子メールにて常時連絡が取れること
- ⑦ インターネットをご利用いただけること
- ⑧ ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること
- ⑨ 報告書等の書面の電子的な交付に同意いただけること
- ⑩ 「ダイワLMS」の契約が未契約であること
- ⑪ 前各号のほか当社が定める要件

2. 口座開設のお申込み

先物・オプション取引サービス口座の開設は、オンライントレードログイン後の先物・オプション取引サービス口座開設画面よりお申込みいただけます。先物・オプション取引サービス口座開設の申込受付時間は、平日8:00～翌3:00、土・日・祝日8:00～翌1:00です。

ただし、先物・オプション取引サービスはオンライン取引専用サービスです。当社における他の同種取引を併用して行うことはできません。先物・オプション取引サービスによらず先物・オプション取引口座を開設している場合、あらかじめ当該口座を閉鎖していただく必要があります。

先物・オプション取引サービスでは、原則として先物・オプション取引サービス口座開設が完了後、即時に先物・オプション取引をご利用いただけます。また、電子メールにて先物・オプション取引サービス口座開設が完了した旨をご通知いたします。

3. 口座管理料

先物・オプション取引サービスの取引に係る口座管理料は必要ありません。

【取引・サービスの概要】

1. 取扱商品

先物・オプション取引サービスにおける取扱商品は以下のとおりです。

市場	取扱商品
大阪取引所	日経 225 先物取引 日経 225mini 日経 225 オプション取引

各取扱商品の詳細は以下のとおりです。

	日経 225 先物取引	日経 225mini	日経 225 オプション取引
取扱銘柄	・四半期限月取引(3・6・9・12月)の直近5限月	・四半期限月取引(3・6・9・12月)の直近2限月 ・上記以外の月の直近3限月	・6・12月の直近10限月 ・3・9月の直近3限月 ・3・6・9・12月を除く直近6限月
取引開始日	各限月取引の取引最終日の翌営業日(翌取引日の日中立会)		
取引最終日	各限月取引の満期日(SQ日)である第2金曜日の前取引日(前取引日の日中立会)該当する日が休業日である場合は、それぞれ繰り上げます。		
取引単位	日経平均株価(日経225)の1,000倍が1単位(枚)	日経平均株価(日経225)の100倍が1単位(枚)	プレミアム単価の1,000倍が1単位(枚)
呼値	10円	5円	・50円以下の場合は1円 ・50円超1,000円以下の場合は5円 ・1,000円超の場合は10円

日経225先物取引 : 日経平均株価(日経225)を対象とした株価指数先物取引で、取引単位は日経平均株価の1,000倍です。

3・6・9・12月のそれぞれを限月とする5限月取引制で、最長1年3ヶ月が取引されています。

日経225mini : 日経平均株価(日経225)を対象とした株価指数先物取引で、取引単位は日経平均株価の100倍です。

3・6・9・12月のうち直近2限月と、それ以外の月の直近3限月の5限月取引となります。

日経225オプション取引 : 日経平均株価(日経225)を対象とした株価指数オプション取引です。将来の特定日(SQ日)に日経平均株価を特定の価格(権利行使価格)で買付する権利(コール)または売付する権利(プット)を取引します。

「6月・12月」のうち直近の10限月と、「3月・9月」のうち直近3限月、3・6・9・12月(特定限月といいます。)を除く直近6限月の19限月取引制となります。各限月取引の期間は、「6月」および「12月」限月については5年、「3月」および「9月」限月については1年6ヶ月、その他の月の限月については直近の6限月(最長9ヶ月)となります。

2. 大阪取引所の取引時間

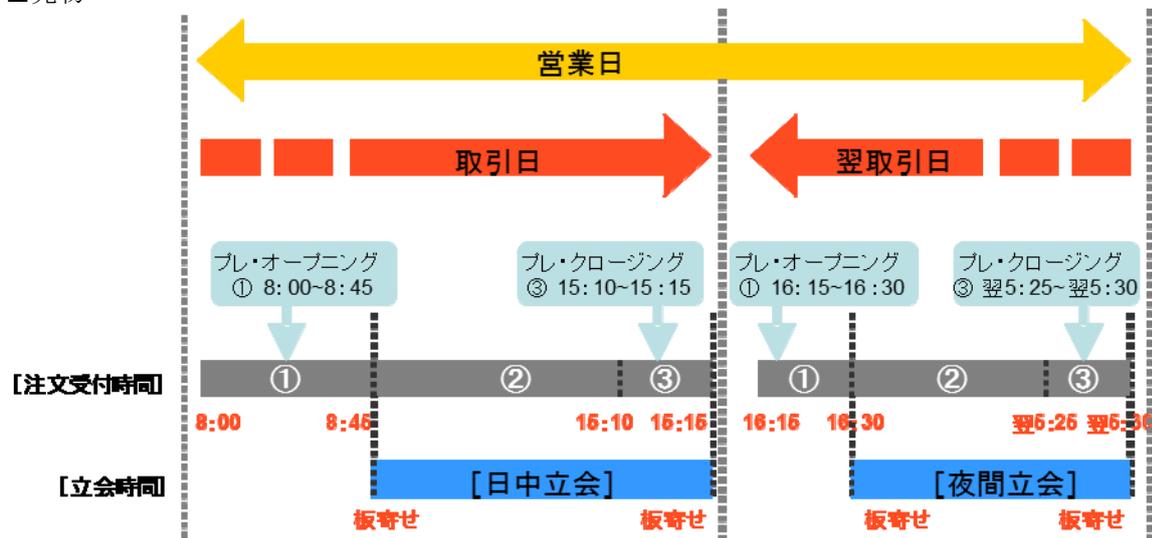
大阪取引所の立会時間は以下のとおりです。

日中立会(先物):8:45~15:15

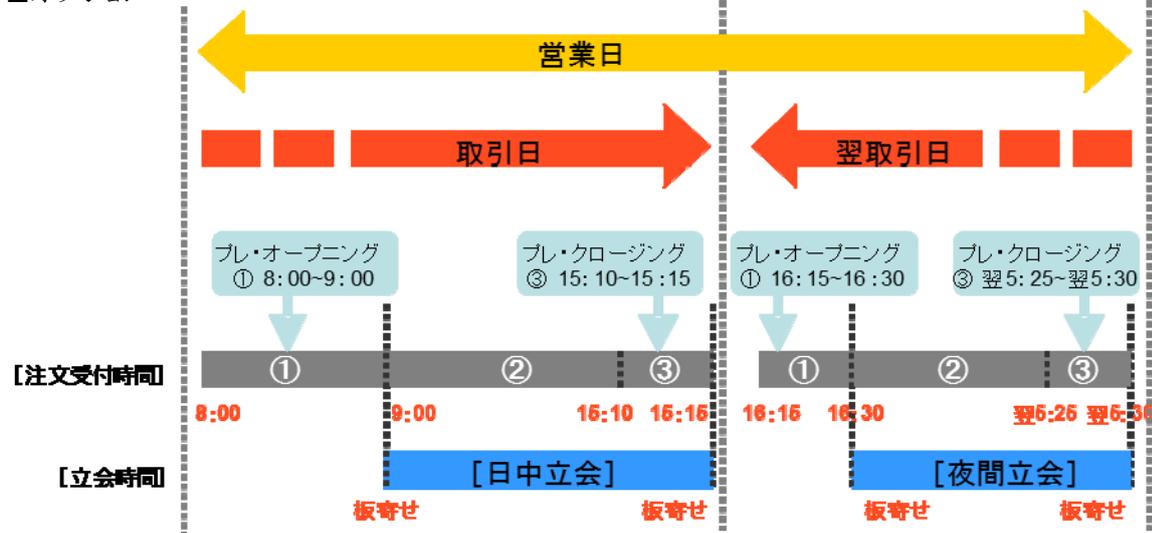
日中立会(オプション):9:00~15:15

夜間立会(先物・オプション):16:30~翌5:30

■先物



■オプション



※「取引日」とは、夜間立会開始時から、その翌営業日の日中立会終了時までのことです。

※①、③の時間帯は、注文のみを受付けて取引の成立(マッチング)は行わず、8:45(先物のみ)、9:00(オプションのみ)、15:15、16:30、翌5:30に板寄せ方式によるマッチングを行います(8:45、9:00、16:30は取引が成立しなければ②ザラバに移行)。

※②の時間帯(ザラバ)は、ザラバ方式による取引が原則となります(取引の一時中断または停止を行った場合は、板寄せ方式により取引再開)。

※日中立会および夜間立会の寄り前1分間(8:44~8:45(先物のみ)、8:59~9:00(オプションのみ)、16:29~16:30)と夜間立会の引け前1分間(翌5:29~翌5:30)は、注文の訂正・取消を行うことができません。(ノンキャンセル・ピリオド)

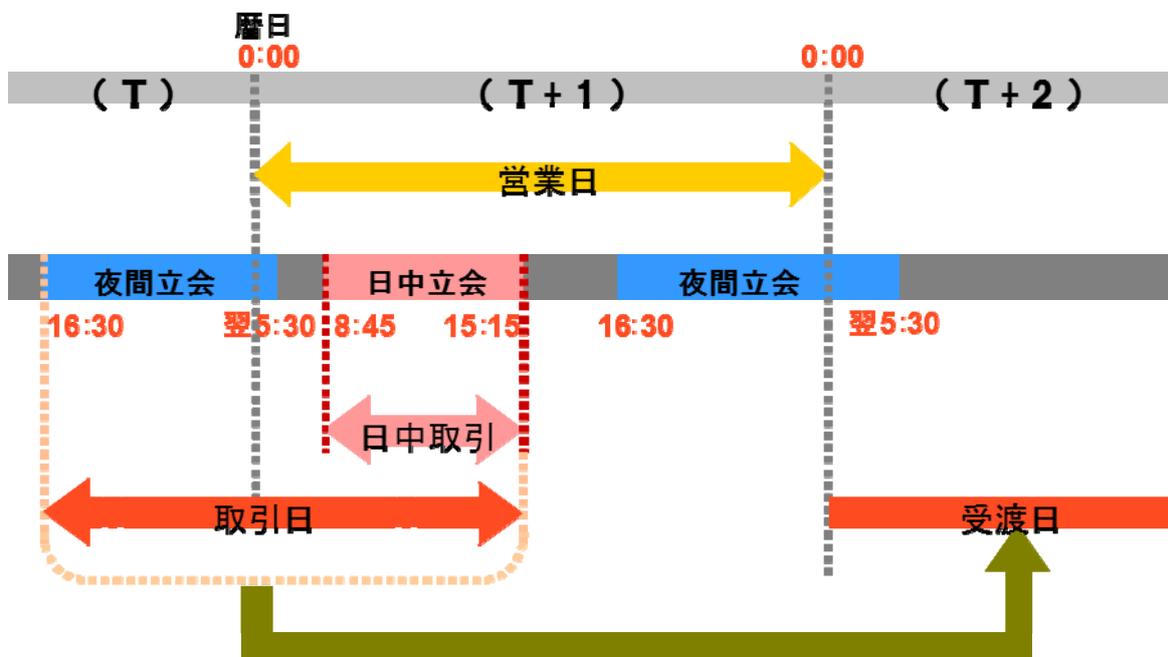
3. 受渡日

先物取引にかかる決済取引およびオプション取引の受渡日は取引日の翌営業日となります。夜間立会はその翌日中立会と同じ取引日となります。

※「取引日」とは、夜間立会開始時から、その翌営業日の日中立会終了時までのことです。

最終清算数値による決済 (SQ 決済) の場合、受渡日は SQ 日の翌営業日となります。

【先物取引の場合】



4. 即時約定可能値幅制度

誤発注等による価格急変の防止の観点から、直近の最良売呼値および最良買呼値の仲値(直近の約定値段を含みます)から所定の値幅(即時約定可能値幅)を超えて上昇または下落する注文が発注された場合に、取引の一時中断を行う制度を即時約定可能値幅制度といいます。

即時約定可能値幅の範囲内で対当できる数量を約定させたくて、取引を下記表のとおり一時中断します。

	即時約定可能値幅	取引一時中断時間
日経 225 先物取引	上下 0.8%	最低 30 秒
日経 225 オプション取引	上下 10 ティック	最低 15 秒

※取引の一時中断後、取引再開時の板寄せでは、呼値の制限値幅の範囲内であれば即時に取引が成立します。

5. 制限値幅、サーキット・ブレーカー制度

先物・オプション取引の制限値幅は下記表のとおりとなります。なお、先物価格が値幅の限度となった場合は、サーキット・ブレーカー制度(取引一時中断措置)が適用され取引を一時中断します。

サーキット・ブレーカー制度とは先物取引の中心限月取引について、下記基準に該当したときは、先物取引の全限月取引および、当該オプション取引の全限月取引・全銘柄について 10 分間取引を一時中断する制度です。

- ・ 制限値幅の上限に買呼値(下限に売呼値)が提示されてから1分間に当該値段から制限値幅の 10% の範囲外の値段で取引が成立しない場合

また、上記基準に該当したときは、先物取引(全限月取引)および、当該オプション取引(全限月取引)について、下記表のとおり 2 段階に制限値幅を拡大します。

なお、サーキット・ブレーカー制度の適用が除外される条件として、①14:50 から日中立会終了時まで、②翌 5:05 から夜間立会終了時まで、③制限値幅を 2 回拡大した後に上記基準に該当した場合などがあり

ます。

	通常制限値幅	第一次拡大時制限値幅	第二次拡大時制限値幅
日経 225 先物取引	8%	12%	16%
日経 225 オプション取引	11%	14%	17%

※実際の値幅は上記算出比率に基づき、四半期ごとに大阪取引所が計算して公表します。

6. ギブアップ制度・建玉移管制度

ギブアップ制度とは、注文執行と決済を異なる取引参加者(証券会社等)で行う制度です。

建玉移管制度とは、お客様の先物・オプション取引に係る未決済約定(建玉)について、他の取引参加者(証券会社等)に引き継がせる制度です。

当社では、ギブアップ制度および建玉移管制度はお取扱しておりません。

【注文について】

1. 注文窓口

先物・オプション取引サービスはパソコンでお取引いただけます。

※当社本支店、コンタクトセンター(自動音声応答を含む)、スマートフォン・タブレットおよび携帯電話からはお取引いただけません。

2. サービス時間

原則として、先物・オプション取引サービスのサービス時間は以下のとおりです。サービス時間以外は、先物・オプション取引サービスのご利用はできません。

なお、以下の時間帯においても、臨時のシステムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。臨時のシステムメンテナンスのスケジュールについては当社ホームページにてご確認ください。

	サービス時間
平日	8:00～翌 5:30
土・日・祝日	8:00～翌 1:00

※ 5:30～6:00 は各種照会のみご利用できます。

注文受付時間	市場発注
営業日の日中立会(プレオープニング、プレクロージングを含む) 8:00～15:15	当日の日中立会に発注
営業日の夜間立会(プレオープニング、プレクロージングを含む) 16:15～翌 5:30	当日の夜間立会に発注
非営業日の予約時間 8:00～翌 1:00	翌営業日の日中立会に発注

※ 営業日の 15:15～16:15 は注文受付できません。

※ サービス時間は将来変更される可能性があります。

3. 注文種類・有効期限

◇新規注文と決済注文

新しく建玉を建てる注文を新規注文と呼びます。売り、買いのどちらからでも新規の建玉を建てるができます。

また、建玉を反対売買で決済する注文を決済注文と呼びます。決済注文の際には同一銘柄かつ同

一売買区分の建玉の中から全部決済か一部決済かを選択していただき、一部決済の場合は決済の対象となる建玉数量を別途指定していただきます。指定数量の合計をもって同一注文とみなします。

◇注文の方法

(1) 新規注文

新規注文の発注方法は、取引する銘柄を指定して行います。成行、指値注文が利用可能です。

(2) 決済注文

建玉の指定方法は以下のとおりです。

i) 全部決済

同一銘柄、同一売買区分(売りまたは買い)である建玉を、全て決済する方法です。

ii) 一部決済

同一銘柄、同一売買区分(売りまたは買い)である建玉の一部を決済する方法です。

なお、全部決済、一部決済とも決済注文は指定した建玉を建日の古い順に決済いたします

◇注文の有効期限

当日の日中立会終了まで有効(夜間立会で受付けた注文は当該夜間立会終了まで有効)とします。

◇注文の種類

(1) 成行注文

取引価格を指定しない注文方式です。

成行注文を発注しても全数量が約定するとは限りません。一部約定後に未約定の数量が残る場合には、注文の有効期限内であっても残った数量は失効いたします。

(2) 指値注文

取引価格を指定する注文方式です。取引価格が、指定した価格と同じまたはそれ以上に有利な価格となった場合に取引が成立します。一部約定後に未約定の数量が残る場合でも、注文の有効期限内であれば残った数量は有効です。

◇注文の取消

取引成立前の注文は取消することができます(サービス停止時間およびノンキャンセル・ピリオド(日中立会および夜間立会の寄付き前1分間と夜間立会の引け前1分間)は除きます)。

取引が成立した注文は取消することはできません。

◇注文の訂正

取引成立前の指値注文の注文単価を訂正することができます(サービス停止時間およびノンキャンセル・ピリオド(日中立会および夜間立会の寄付き前1分間と夜間立会の引け前1分間)は除きます)。

注文の種類(成行・指値)を変更することはできません。

◇注文状況

注文の状況は、以下のように表示されます。

表示	詳細
注文受付中	注文の受付処理が行われている状態。
注文訂正中	注文の訂正処理が行われている状態。通常この状態は短時間に終了し、「注文中」の状態に変わります。なお、注文訂正の受付後、注文訂正が間に合わず、訂正前の注文内容にて約定する場合があります。 この状態では、注文訂正や注文取消は行えません。
注文取消中	注文の取消処理が行われている状態。通常この状態は短時間に終了し、「注文取消済」の状態に変わります。なお、注文取消の受付後、注文取消が間に合わず、注文が約定する場合があります。 この状態では、注文訂正や注文取消は行えません。

表示	詳細
注文中	注文が発注されていて未約定である状態、または注文の一部がすでに約定している状態。 この状態では、約定済分の注文訂正や注文取消は行えませんが、未約定分は注文訂正や注文取消は行えます。
約定済	注文の全部がすでに約定している状態。または、注文の一部だけ約定して、約定しなかった注文はすでに失効されている状態。 この状態では、注文訂正や注文取消は行えません。
注文取消済	注文がすでに取消されている状態。
注文失効	注文の全部がすでに失効されている状態。

4. 取引手数料

取引手数料は以下のとおりです。

取引	手数料(税込み)
日経 225 先物	410.4 円/1 枚
日経 225mini	49.68 円/1 枚
日経 225 オプション	売買代金もしくは SQ 決済により授受する差金額×0.1836%(最低 108 円)

※ 取引手数料は注文単位毎に計算します。

5. 決済方法

(1) 反対売買による決済

先物取引は、最終売買日までに反対売買を行った建玉は、新規の買建または売建を行ったときの約定価格と反対売買を行ったときの約定価格との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。

オプション取引は、最終売買日までに反対売買を行った建玉は、オプション受渡代金を授受することにより決済を行います。

(2) 最終清算数値(SQ 値)による決済(SQ 決済)

先物取引は、最終売買日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の買建または売建を行ったときの約定価格と最終清算数値(最終売買日の翌営業日に取引所より公表される株価指数対象各銘柄の始値に基づいて算出された特別な指数)との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。

オプションの権利行使・割当は、権利行使価格と SQ 値との差に相当する金銭を授受することにより決済を行います。

オプション買建玉の SQ による決済は、自動権利行使されますので権利放棄を選択することはできません。オプション売建玉については、権利行使が行われた場合には、大阪取引所より割当られた数量を当社が定める方法により割当、売建玉をお持ちのお客様に割当ます。

【日経 225 先物】

売建玉の場合…決済代金 = (建単価 - SQ 値) × 建数量 × 1,000 - (取引手数料 + 消費税)

買建玉の場合…決済代金 = (SQ 値 - 建単価) × 建数量 × 1,000 - (取引手数料 + 消費税)

【日経 225mini】

売建玉の場合…決済代金 = (建単価 - SQ 値) × 建数量 × 100 - (取引手数料 + 消費税)

買建玉の場合…決済代金 = (SQ 値 - 建単価) × 建数量 × 100 - (取引手数料 + 消費税)

【日経 225 オプション】

買建玉の場合

コールオプション…決済代金 ≥ 0 の場合、権利行使します※

(SQ 値 - 買建玉の権利行使価格) × 数量 × 1,000 - (取引手数料 + 消費税) = 決済代金

プットオプション …決済代金 ≥ 0 の場合権利行使します※

(買建玉の権利行使価格 - SQ 値) \times 数量 \times 1,000 - (取引手数料 + 消費税) = 決済代金

※オプションの決済代金が0以上の場合は権利行使され、0未満の場合は権利消滅します。

売建玉の場合(権利・割当が行われた場合)

コールオプション

(売建玉の権利行使価格 - SQ 値) \times 数量 \times 1,000 - (取引手数料 + 消費税) = 決済代金

プットオプション

(SQ 値 - 売建玉の権利行使価格) \times 数量 \times 1,000 - (取引手数料 + 消費税) = 決済代金

6. 建玉上限

建玉上限は以下のとおりです。

	日経 225 先物取引	日経 225mini	日経 225 オプション取引
建玉上限	売買別 100 枚	売買別 1,000 枚	プットオプション 買 1,000 枚 売 50 枚 コールオプション 買 1,000 枚 売 50 枚

※建玉上限は当社の任意で変更されることがあります。

【証拠金について】

1. 証拠金

お取引を開始するにあたり、あらかじめ注文に必要な証拠金を先物・オプション取引サービス口座に差入れていただきます。証拠金は日本円のみのお受け入れとし、有価証券等の受け入れはいたしません。

2. 証拠金振替

お取引口座と先物・オプション取引サービス口座との間での金銭の振替は、オンライントレードの「先物・オプション取引」メニューより操作していただきます。

振替時間、振替可能額および証拠金計算・お取引口座への反映は、振替の時間帯により以下のようになります。

◇お取引口座から先物・オプション取引サービス口座への振替

	振替時間	振替可能額	証拠金計算への反映
平日 ^{※1}	8:00~12:00	お取引口座の買付余力の範囲内	リアルタイム
	12:00~16:00	お取引口座の買付余力の範囲内 (ただし、ダイワMRFの振替はキャッシング(即日引出) ^{※2} の範囲内)	
	16:05~翌 3:00	お取引口座の買付余力の範囲内	
土・日・ 祝日	8:00~翌 1:00	お取引口座の買付余力の範囲内	

※1 平日 16:00~16:05 の間は、振替できません。

※2 キャッシング(即日引出)は ATM 等による出金と合算して 1 日あたり 500 万円までとなります。

◇先物・オプション取引サービス口座からお取引口座への振替

	振替時間 [*]	振替可能額	お取引口座への反映
平日	8:00~16:00	先物・オプション取引サービス口座の 出金可能額の範囲内	リアルタイム

※上記の時間以外は、振替できません。

3. 証拠金状況

先物・オプション取引サービスの証拠金は、以下のように定義されます。

名称	定義
①証拠金余力額	現在取引可能な証拠金の余力のことで、受入証拠金残高より必要証拠金を差引いた値のことで。 「証拠金余力額 = ②受入証拠金残高 - ⑦必要証拠金」
②受入証拠金残高	証拠金残高に先物評価損益を加味した値のことで。 「受入証拠金残高 = ③証拠金残高 + ⑥先物評価損益」
③証拠金残高	現金証拠金残高のことであり、現金証拠金残高に当日振替額、先物決済損益、オプション受渡代金を反映させた残高のことで。先物評価損益は加味していません。 「証拠金残高 = 現金証拠金残高 + 当日証拠金入金額合計 + ④先物決済損益 + ⑤オプション受渡代金」
④先物決済損益	決済取引が約定し、受渡を迎えていない取引の確定損益です。
⑤オプション受渡代金	オプション取引を行った時の受渡金額のことで。 オプション受渡代金は証拠金残高に買建および買埋の時は減算(支払い)、売建および売埋の時は加算(受取り)します。 (プレミアム単価×枚数×1,000±税込取引手数料※) ※税込手数料は買建および買埋の時はプラス。売建および売埋の時はマイナスとなります。
⑥先物評価損益	保有建玉の時価と建単価から計算される損益であり、買建と売建の評価損益をそれぞれで算出し、それらを合算することで求められる値のことで。 「先物評価損益 = 先物買建評価損益 + 先物売建評価損益」
⑦必要証拠金	建玉を維持するために必要な概算の証拠金額です。 当社 SPAN 証拠金からネット・オプション・バリューを差し引いた値のことで。 「必要証拠金 = ⑧当社 SPAN 証拠金 - ⑨ネット・オプション・バリュー」 ただし、ネット・オプション・バリュー > 0 の場合は 0 とします。
⑧当社 SPAN 証拠金	当社が計算する SPAN 証拠金額※に当社が定める証拠金掛目を乗じた額となります。 ※株式会社日本証券クリアリング機構が定めるプライス・スキャンレンジに基づき計算する SPAN 証拠金額のことで。
⑨ネット・オプション・バリュー	買オプション価値総額から売オプション価値総額を減算した値のことで。 ネット・オプション・バリューは、オプションが権利行使された場合に生じるリスクをカバーするために考慮するもので、オプションが権利行使された場合に生じるリスクを表します。 「ネット・オプション・バリュー = 買オプション価値の総額 - 売オプション価値の総額」
⑩維持証拠金	建玉を維持するために必要な証拠金額です。 株式会社日本証券クリアリング機構が採用する SPAN 証拠金額からネット・オプション・バリューを差し引いた値のことで。※ 「維持証拠金 = SPAN 証拠金 - ⑨ネット・オプション・バリュー」
⑪請求額	維持証拠金額に対する証拠金不足額のことで。 「請求額 = ⑩維持証拠金 - ②受入証拠金残高」 ※②受入証拠金残高のうち先物評価損益額は請求のあった日の日中立会終了時点が基準とされます。 ※請求額 < 0 の場合は 0 とします。

名称	定義
⑫未入金額	請求額に対する未入金額のことで、 「未入金額 = ⑩請求額 - 当日証拠金入金額合計」 ただし、未入金額<0の場合は0とします。
⑬証拠金振替余力額	証拠金からお取引口座に振替可能な金額のことで、 「証拠金振替余力 = ②受入証拠金残高 - ⑦必要証拠金」 ※受渡を迎えていない残高は証拠金振替余力額には含まれません。

※SPAN®とは、Chicago Mercantile Exchangeが開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略です。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。詳しくは株式会社日本証券クリアリング機構のホームページをご参照ください。

4. 証拠金の概要

(1) 新規建するために必要な証拠金(注文必要証拠金)

新規建をするにあたり以下の注文必要証拠金額(証拠金余力額)が必要となります。

	証拠金計算
日経 225 先物取引	1枚につき、 プライス・スキャンレンジ×当社が定める証拠金掛目
日経 225mini	1枚につき、 プライス・スキャンレンジ×当社が定める証拠金掛目×0.1
日経 225 オプション取引(売建)	1枚につき、 プライス・スキャンレンジ×当社が定める証拠金掛目
日経 225 オプション取引(買建)	概算受渡金額(プレミアム単価×枚数×1,000+税込手数料)

※プライス・スキャンレンジは毎週最終営業日に見直しが行われ、変更があったときは翌週の第一営業日から適用されます。ただし、市場の状況が急変した場合等には臨時に変更される場合があります。

(2) 必要証拠金

必要証拠金は建玉を維持するために必要な概算の証拠金額(当社が計算する概算の維持証拠金)で、株式会社日本証券クリアリング機構が定めるプライス・スキャンレンジに基づき当社が計算する SPAN 証拠金額に「当社が定める証拠金掛目」を乗じた額からネット・オプション・バリューの総額を差し引いた額となります。

【必要証拠金額 = (SPAN 証拠金額×当社が定める証拠金掛目)^{*} - ネット・オプション・バリュー】

※ただし、ネット・オプション・バリュー>0の場合は0とします。

※当社 SPAN 証拠金は、下記①と②について計算した金額のいずれか大きい金額となります。

①先物売建、コールオプション売建の建玉と注文数量にプライス・スキャンレンジと当社が定める証拠金掛目を乗じた額

②先物買建、プットオプション売建の建玉と注文数量にプライス・スキャンレンジと当社が定める証拠金掛目を乗じた額

先物・オプション取引では、毎日日中立会終了後に値洗い計算を行っております。17:30 頃に更新される維持証拠金および証拠金不足額(請求額)をご確認ください。

(3) 維持証拠金

維持証拠金は建玉を維持するために必要な証拠金額で、株式会社日本証券クリアリング機構が採用する SPAN 証拠金額からネット・オプション・バリューを差し引いた値のことで、維持証拠金は 17:30 頃に更新いたします。

【維持証拠金 = SPAN 証拠金^{*} - ネット・オプション・バリュー】

※先物の建玉は、後場終値(最終気配値のある場合はその気配値)を基準として、オプションの建玉の証拠金は、株式会社日本証券クリアリング機構が算出する SPAN リスクパラメーターを基準として、

毎日値洗い計算を行います。

受入証拠金が維持証拠金を下回った場合は証拠金不足となり、証拠金額(請求額)を差し入れていただく必要があります。なお、証拠金不足となった場合、17:30 頃以降は、証拠金額(請求額)を差し入れていただくまで新規注文は発注できません。

5. 証拠金不足・強制決済

先物・オプション価格の変動等により証拠金不足となった場合には、証拠金不足が発生した翌営業日の16:00 までに、証拠金不足が解消するまで証拠金を差し入れていただきます。なお、お客様ご自身で以下の方法で証拠金を振替えていただく必要があります。

①お取引口座にお預り金がある場合は、お取引口座から先物・オプション取引サービス口座への証拠金振替を行ってください。

②お取引口座にお預り金がない場合は、お取引口座にご入金ください。ご入金後*にお取引口座から先物・オプション取引サービス口座への証拠金振替を行ってください。

※お客様によるご入金手続きが完了しても、当社のお取引口座へ入金されるのは当社による入金手続き完了後となりますのでご注意ください。「インターネット入金サービス」によりご入金された場合は、ご入金内容が即時に反映いたしますので「インターネット入金サービス」をおすすめします。

証拠金不足が発生した翌営業日の16:00 までに証拠金不足が解消されない場合は、その翌営業日の日中取引の開始時に全建玉を当社の任意でお客様の計算により強制決済(反対売買)させていただきます。当該決済により決済代金不足となる場合は、直ちにその不足額をご入金いただきます。なお、不足金額をご入金いただかない場合は、お預り金または当社がお客様のために占有し、もしくは「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく口座に記録している有価証券*およびその他の動産をもって、その不足金に充当し、なお不足がある場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。

※金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券および同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいいます。

6. お知らせ等の通知について

先物・オプション取引におけるお客様への各種お知らせは、お客様の指定したメールアドレスへの通知にて行います。お取引内容について重要な連絡がある場合には、ご連絡させていただくことがあります。

メールによるお知らせの詳細は以下のとおりです。

種類	通知内容	通知頻度
証拠金アラート	受入証拠金が維持証拠金を下回っている旨	17:30 頃
強制決済確定	証拠金不足が解消されなかったため、全建玉を強制決済する旨	16:00 頃
不足金発生	強制決済を行った後に証拠金が不足している旨	随時
約定通知	注文が全約定および一部約定(残った注文が失効した場合)の旨	随時*

※お取引画面にて、メールでの通知の有無を選択することができます。

【その他】

1. 報告書の交付

先物・オプション取引が成立した場合、「取引報告書」が発行されます。また、先物・オプション取引サービス口座に取引あるいは建玉残高がある場合、毎月「取引残高報告書」が発行されます。

「取引報告書」・「取引残高報告書」は、ダイワオンライントレードの電子交付画面にて閲覧できます。

2. 税金について

(1) 個人のお客様に対する課税

先物・オプション取引に係るお取引から発生した利益は、雑所得として申告分離課税の対象となります。他の株価指数先物取引や有価証券先物取引、商品先物取引、オプション取引(受渡決済を除く)と損益通算をすることができますが株式の売買から生じた損益等の他の所得と損益通算できません。

先物・オプション取引に係るお取引から発生した損失額のうち、損益通算の結果、その年に控除しきれない損失額については、翌年以降 3 年間にわたって申告分離課税となる「先物取引に係る雑所得等」の金額から繰越控除できます。

損失の繰越控除の適用を受けるためには、損失の金額が生じた年(毎年 1 月～12 月)について、確定申告をしておく必要があり、かつ、その後において連続して確定申告をしなければなりません。

(2) 法人のお客様に対する課税

法人のお客様の場合、各法人の事業年度に応じて損益を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に算入する必要があります。事業年度末日において先物・オプション取引の決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合、青色申告の届出を提出していれば、損失を 7 年間繰越することができます。

(3) 先物取引に関する支払調書

現在、当社にお届け出いただいておりますお客様のご住所・お名前(所在地・名称)をもって、所得税法で定められている「先物取引に関する支払調書」を税務署長に提出しております。現在ご登録いただいているご住所・お名前(所在地・名称)に変更がある場合は、速やかに取扱窓口までご連絡の上、変更手続きを行ってください。

詳細については国税庁ホームページや所轄の税務署、税理士等の専門家にご確認ください。なお、今後、税制改正等が行われた場合、税制の取扱いが変更となる可能性があります。

3. 取引利用の禁止・解約事項について(本取引利用の禁止・解約)

お客様が次の禁止・解約事項のいずれかに該当したときは、先物・オプション取引口座設定約諾書第 11 条に基づき、当社により、お客様のすべての先物・オプション取引に係る取引が解除され、先物・オプション取引サービス口座も解約されます。

- (1) 「先物・オプション取引口座設定約諾書」もしくは当社が定める「先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定または取引ルール等のいずれかに違反したとき
- (2) 「先物・オプション取引口座設定約諾書」もしくは当社が定める「先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール」、その他当社の約款、規定または取引ルール等のいずれかの改訂・変更に関し、お客様の同意をいただかず、当社が先物・オプション取引サービス口座の解約を通告したとき
- (3) 当社が定める口座開設基準を満たさなくなったとき
- (4) 取引口座の解約の申出をしたとき
- (5) オンライントレード利用契約が終了し、または解約されたとき
- (6) 所定の期日までに本取引に係る必要な代金または料金等をお支払いいただけないとき
- (7) 口座名義人が死亡したとき
- (8) その他、やむを得ない事由により、当社より解約の申出をしたとき

取引の解除にあたっては強制決済されることがあります。当該決済により決済代金不足となる場合は、直ちにその不足額をご入金いただきます。なお、不足金額をご入金いただかない場合は、お預り金または当社がお客様のために占有し、もしくは「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく口座に記録している有価証券*およびその他の動産をもって、その不足金に充当し、なお不足がある場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。決済後に先物・オプション取引サービス口座に残高があるときは、取引口座に振替えられます。

「先物・オプション取引口座設定約諾書」、「先物・オプション取引サービスの契約締結前交付書面」および「先物・オプション取引サービスの利用・取引ルール」は変更されることがあり、それらの変更に関して同意いただけない場合、お取引が制限されることがあります。

また、お客様が、すべての建玉を決済してから新たに本取引を行わないまま 1 年を経過した場合、または先物・オプション取引サービス口座開設の申込みをされてから本取引を行わないまま 1 年を経過した場合には、当社はお客様の本取引に係るサービスの利用を停止または先物・オプション取引サービス口座を解約できるものとします。

4. 取引利用の制限について

当社は、お客様のお取引状況、資産状況、意思能力の状況等を勘案の上、お客様が本取引を行うことが不適当と判断した場合には、お客様のお取引を制限することができるものとします。

5. 電子交付について

(1) 電子交付の利用

お客様は先物・オプション取引サービス口座の開設を申込み際に、報告書等の書面の電子交付に同意いただくものとします。お客様は、電子交付の利用にあたって、電子交付を受けられる通信機器、通信回線および閲覧環境等を用意するものとします。

(2) 電子交付の対象書面

対象書面は、金融商品取引法等において規定されている書面、および本取引に関して当社が提供するその他の書面のうち、当社が定める書面とします。

なお、当社が対象書面を追加する場合は、事前に本取引画面にて告知を行うものとします。

(3) 電子交付の内容確認

本取引において、お客様はダイワオンライントレードの電子交付画面上にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、記載事項の電子交付履歴を確認できます。

(4) 電子交付による提供方法

- ・電子交付は本取引画面上で記載事項を提供することにより行います。
- ・電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。
- ・電子交付は、お客様の使用に係るコンピューターにダウンロードおよびプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

(5) 書面による例外交付

当社は、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、または当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

(6) 電子交付の方法の変更

- ・当社は、お客様に予め通知することなく、法令諸規則に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。
- ・当社は、電子交付方法の変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

(7) 電子交付の一時停止

当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性またはその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、電子交付の全部または一部のサービスを停止することがあります。

また、当社は、電子交付の停止により生じたお客様の損害については、当社に故意または重大なる過失のない限りその責を負わないものとします。

6. 免責事項について

次に掲げる場合を含め、当社の故意または重過失によらずしてお客様または第三者に発生した損害または費用(以下、損害等といいます。)については、当社はその責を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、金融商品取引市場の激変等、不可抗力と認められる事由により、先物・オプション取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失および損害等
- (2) 金融商品取引市場の閉鎖若しくは法令諸規則の変更等の事由により、お客様の先物・オプション取引サービスに係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失および損害等
- (3) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責に帰すことができない事由により生じた損失および損害等
- (4) システム障害により生じた損失および損害等
- (5) お客様が先物・オプション取引サービスの内容または取引方法について誤解または理解不足

- であったことにより生じた損害等
- (6) やむを得ない事由により、当社が先物・オプション取引サービスを停止または中止したことにより生じた損害等
 - (7) その他当社の責に帰すことのできない事由により生じた損失および損害等

先物・オプション取引サービスについてのお問い合わせ窓口

先物・オプション専用ダイヤル 0120-006647 (平日9:00~16:00)

以上